

横浜市富岡東地域ケアプラザ指定居宅介護支援事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会が運営する横浜市富岡東地域ケアプラザ（以下「プラザ」という。）で行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目標とする。
- ② 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保健施設、地域の保健・医療・福祉サービスボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 プラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市富岡東地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市金沢区富岡東4丁目13番3号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 3名（常勤専従2名、常勤兼務1名）
介護支援専門員は、次の指定居宅介護支援の提供にあたる。
 - ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
 - ② 利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - ③ 居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - ④ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得、居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - ⑤ 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やそ

の他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

- ⑥ 要介護者が介護保健施設への入所を要する場合には、介護保健施設の紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保健施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 プラザの業務日および業務時間は、次のとおりとする。

- 1 業務日 月曜日から土曜日まで祝日も営業する、ただし、12月29日から1月3日までを除く
- 2 業務時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

① 居宅サービス計画の作成

- 1 居宅サービス計画の作成の相談については、当施設窓口及び電話での受付とし、利用者本人の身体状況及び生活環境等を勘案するとともに、利用者の意思を尊重の上、居宅サービス計画を作成する。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行うものとする。
- 2 計画の作成にあたっては、利用者の身体状況等を勘案し、MDS-HC方式、三団体方式、日本介護福祉士会、日本社会福祉士会、訪問看護振興財団方式、竹内式アセスメント方式等のいずれかの手法を用いて課題の分析を行うものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

② サービス事業者やその他サービス提供機関等との連絡・調整

居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス担当者会議を当施設において行うものとする。また、サービス提供開始後についても、少なくとも1月1回電話、訪問等により利用者及びサービス事業者との連絡を継続的に行い、利用者に対する課題及び居宅サービス計画の実施状況を把握し(以下「モニタリング」という)、必要に応じて、モニタリングを行い、居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整を行い、その結果についてはその都度記録する。

③ 介護保健施設の紹介その他便宜の提供

- 1 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保健施設への入所を希望した場合においては、介護保健施設への紹介等の便宜を提供する。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は、徴収しない。

(事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域については、横浜市 金沢区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他)

第12条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また事業態勢を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 定期研修 年2回以上
- 2 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人若竹大寿会と事業所の管理者との適宜協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 5月16日から施行する。

この規程は、平成19年 4月16日から施行する。

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 9月16日から施行する。

この規程は、平成25年 3月16日から施行する。

この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。

この規程は、2020年 6月16日から施行する。

この規程は、2020年11月 1日から施行する。

この規程は、2022年 9月16日から施行する。

この規程は、2022年10月 7日から施行する。

この規定は、2023年 3月 1日から施行する。